

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成25年4月1日
25規程第12号

改正 平成28年3月23日27規程第5号

改正 平成30年10月26日30規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号及び公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下、「事業団」という。)定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち事業団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬等を支給しない。ただし、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は評議員会が別表に定める1人あたりの年度総額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬等は、別表に定める年度総額の範囲内で、理事会等への出席の都度、同表に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬等は、定款第14条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、役員等が杉並区の職員の身分を有する者である場合には、報酬等を支給しない。その他の役員等が報酬等を辞退した場合も同様とする。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡し、又は事業団の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

2 常勤役員が前項以外の理由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた常勤役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等(常勤役員を除く。)の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、本人に支給すべき報酬等の金額から、その金額を控除したものとする。

2 常勤役員の報酬等の支給方法、支給手続、その他報酬等の支給に関し必要な事項については、この規程に定めるほか、事業団の職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。ただし、常勤役員が杉並区の職員の身分を有する者の場合には支給しない。

2 通勤手当の支給方法は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第9条 役員等がその職務遂行にあたって負担した交通費や宿泊費等の費用については、報酬日額を支給した場合を除き、事業団の職員旅費規則に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第10条 この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

役 職 名		年 度 総 額
常 勤 役 員	常 務 理 事	8,818,000円 (1人あたり)
非 常 勤 役 員	理 事	432,000円 (1人あたり日額6,000円)
	監 事	320,000円 (1人あたり日額20,000円)
評 議 員	評 議 員	360,000円(定款に定める額) (1人あたり日額6,000円)